

令和8年度日南町地域おこし協力隊活動支援団体募集要項

第1 趣旨

人口減少や高齢化等の進行が著しい日南町において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっています。そこで本町は、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るため、地域おこし協力隊制度を活用しています。

この度、令和8年4月からの事業実施にあたり、地域おこし協力隊員（以下「隊員」といいます。）を受け入れ、共に活動する団体（以下「活動支援団体」といいます。）を募集します。

第2 活動支援団体の業務（活動支援事業）

活動支援団体は、次に掲げる業務を行うものとします。

- (1) 町による隊員募集に対する支援
- (2) 隊員の選定
- (3) 隊員の雇用及び労務管理
- (4) 隊員の住居の確保
- (5) 隊員の活動及び活動計画策定に関する指導及び支援
- (6) 隊員の活動に関する広報及び情報発信
- (7) 隊員の日常生活に関する支援
- (8) 隊員と地域住民との交流に関する支援
- (9) 隊員の任期終了後の活動や定住等に関する支援

第3 活動支援事業の対象となる地域おこし協力隊の種別

活動支援団体が受け入れ、共に活動する地域おこし協力隊は、次に掲げる地域おこし協力隊とし、それぞれの概要は別表1～3に定めるものとします。

- (1) 日南町チャレンジ起業地域おこし協力隊（別表1）
- (2) 日南町半学半域型地域おこし協力隊（別表2）
- (3) 日南町インターン型地域おこし協力隊（別表3）

第4 応募対象となる団体の要件

活動支援団体の登録申請にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 日南町内に事務所等を有していること。
- (2) 地域おこし協力隊の趣旨・目的を理解し、隊員の受入は団体の事業運営のための単なる人員補填ではないことを認識していること。
- (3) 隊員と共に積極的に地域の課題解決や活性化に資する事業を、地域の理解を得た上で取り組むことができること。
- (4) 隊員の受入及び支援ができる体制を整えていること。
- (5) 町税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定す

- る暴力団、その他反社会的団体又はそれらの構成員と関係を有していないこと。
- (7) 政治活動及び宗教活動が目的と認められる団体ではないこと。

第5 活動経費に対する支援

隊員の活動に要する経費に対し、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱（令和6年4月1日要綱第7号）に基づき、以下の金額を上限として活動支援団体に補助金を交付します。

(1) 日南町チャレンジ起業地域おこし協力隊

隊員1人あたり（年額） 報償費：3,200,000円 活動費：2,000,000円

(2) 日南町半学半域型地域おこし協力隊

隊員1人あたり（年額） 報償費：1,920,000円 活動費：2,000,000円

(3) 日南町インターン型地域おこし協力隊

隊員1人・1活動日あたり 12,000円（報償費・活動費含む。）

第6 活動支援団体の登録申請

(1) 提出書類

ア 令和8年度日南町地域おこし協力隊活動支援団体登録申請書

イ 活動支援事業企画提案書

ウ 活動支援団体の応募要件等に関する誓約書

エ 町税等確認承諾書

オ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類

カ その他参考資料（任意）

(2) 提出部数 各1部

(3) 募集期間 令和7年10月8日（水）から、隊員の任用が定員に達するまでの間

(4) 提出先 〒689-5292 日南町霞800番地 日南町地域づくり推進課

第7 活動支援団体の選定

提出された申請書等を審査し、申請者に対し選定結果を通知します。審査にあたっては、申請内容について面談又は電話によるヒアリングを行うことがあります。

第8 隊員の募集及び選考

隊員の募集及び応募の受付は町が行います。応募があった場合は、書類審査の後、町と活動支援団体による面接で選考を行います。

第9 問合せ

日南町地域づくり推進課

〒689-5292 日南町霞800番地

電話：0859-82-1115

Eメール：s0200@town.nichinan.lg.jp

別表 1

日南町チャレンジ起業地域おこし協力隊

任用の目的	町の活性化や魅力発信を行いながら起業を目指す方を地域おこし協力隊として採用し、町の底力を引き上げることを目指します。
業務内容	活動支援団体のサポートを受けて地域協力活動に従事しながら、地域資源を活用した事業を構築し、その成果を日南町に還元できる起業を目指します。隊員は、活動支援団体の勤務形態に基づいて活動しますが、そのうちおおむね5分の3の時間（期間）を活動支援団体で活動し、残り5分の2の時間（期間）は隊員自身の起業に向けた自主活動を行うものとします。 【地域協力活動の内容】 ・産業の振興及び地域資源の活用に関する活動 ・地域の魅力向上及び情報発信に関する活動 ・地域住民活動の支援及び地域コミュニティの活性化に関する活動 ・移住定住の促進及び関係人口の創出に関する活動 ・地域教育及び文化活動の推進に関する活動 ・地域の課題解決に関する活動 ・その他町長が必要と認める活動
隊員の要件	隊員の応募にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。 （１）令和８年４月１日時点で、年齢が１８歳以上であること。 （２）応募時点で３大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地域を除く。）に在住し、かつ、委嘱後に生活拠点を日南町に移し、住民票を異動できること。 （３）心身ともに健康で、地域協力活動に取り組む意欲と情熱があり、委嘱期間を全うする意思があること。 （４）普通自動車免許を所持していること。 （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）で規定する暴力団、その他反社会的団体又はそれらの構成員と関係を有していないこと。
募集人数	若干名
委嘱期間	委嘱の日から令和９年３月３１日まで ※以後１年ごとに更新可とします（最長３年間）。
活動時間	１日８時間・週５日（月２０日）※目安となります。

別表 2

日南町半学半域型地域おこし協力隊

任用の目的	日南町をフィールドとして研究を行いたい大学生・大学院生等を地域おこし協力隊として呼び込むことにより、学生等の学術的・専門的知識等を町の課題解決に活かすとともに、関係人口を創出し町の活性化につなげることを目的とします。
業務内容	活動支援団体のサポートを受けて地域協力活動に従事しながら、地域の課題解決に挑戦していただきます。 【地域協力活動の内容】 ・産業の振興及び地域資源の活用に関する活動 ・地域の魅力向上及び情報発信に関する活動 ・地域住民活動の支援及び地域コミュニティの活性化に関する活動 ・移住定住の促進及び関係人口の創出に関する活動 ・地域教育及び文化活動の推進に関する活動 ・地域の課題解決に関する活動 ・その他町長が必要と認める活動
隊員の要件	隊員の応募にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。 (1) 令和8年4月1日時点で、年齢が18歳以上であること。 (2) 学校教育法に定める大学または大学院に在籍している方、又は、大学・企業・団体等の研究員の方。 (3) 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地域を除く。）に在住し、かつ、委嘱後に生活拠点を日南町に移し、住民票を異動できること。 (4) 心身ともに健康で、地域協力活動に取り組む意欲と情熱があり、委嘱期間を全うする意思があること。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定する暴力団、その他反社会的団体又はそれらの構成員と関係を有していないこと。
募集人数	若干名
委嘱期間	委嘱の日から令和9年3月31日まで ※以後1年ごとに更新可とします（最長3年間）。
活動時間	1日8時間・週3日（月12日）※目安となります。

別表 3

日南町インターン型地域おこし協力隊

任用の目的	地方への移住や地域おこし協力隊に興味がある方に、一定期間実際に現地で地域おこし協力隊の活動に従事していただくことで、移住後のイメージを具体的に持たせ、地域とのミスマッチを防ぐことを目的とします。
業務内容	活動支援団体のサポートを受けて地域協力活動に従事していただきます。 【地域協力活動の内容】 ・産業の振興及び地域資源の活用に関する活動 ・地域の魅力向上及び情報発信に関する活動 ・地域住民活動の支援及び地域コミュニティの活性化に関する活動 ・移住定住の促進及び関係人口の創出に関する活動 ・地域教育及び文化活動の推進に関する活動 ・地域の課題解決に関する活動 ・その他町長が必要と認める活動
隊員の要件	隊員の応募にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。 (1) 令和8年4月1日時点で、年齢が18歳以上であること。 (2) 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地域を除く。）に在住していること。 (3) 心身ともに健康で、地域協力活動に取り組む意欲と情熱があり、委嘱期間を全うする意思があること。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定する暴力団、その他反社会的団体又はそれらの構成員と関係を有していないこと。
募集人数	若干名
委嘱期間	2週間以上3ヶ月以下
活動時間	1日8時間・週5日※目安となります。